

平成16年11月8日

答 申

第1 審議会の結論

「98年度～03年度に会計課から各所属長に出された通知（捜査費・捜査報償費に関するもの）」（以下「本件公文書」という。）について鳥取県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在決定処分については、妥当であると判断する。

第2 審査請求に至る経緯

平成16年 6月 7日 公文書開示請求
 6月21日 公文書不存在決定通知
 6月29日 代表 氏より行政不服審査法第14条の規定による審査請求

第3 実施機関の不存在決定理由

保存期間が経過しており、保存している文書がないため。

第4 審査請求人の主張

最近の鳥取県警の「保存期間中の文書を廃棄してしまった」との発表にも見られるとおり、保存、廃棄が恣意的になされている可能性がある。審議会は、これらを調査して、実際に隠されている文書・廃棄されていない文書はどれかなどを調査し、正しい公開をさせるべきである。

第5 実施機関の主張

審査請求人（以下「請求人」という。）が開示を求めている公文書は保存期間を1年未満と定めた公文書であり、開示請求日において保存期間が経過しており、存在しないため、開示することができない。

なお、請求人の主張する会計文書の誤廃棄については、誤って廃棄した会計文書は既に公表しているが、この中に本件開示請求に係る文書は含まれていない。

第6 本件異議申立て審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成16年 7月23日	諮問書の受理
8月 5日	実施機関から理由説明書提出
9月 6日	実施機関の意見陳述・審議
9月16日	実施機関から補充意見書提出
11月 8日	審議・答申

第7 審議会の判断

審議会は、上記審議を経て諮問案件を検討した結果、次のように判断する。

本件公文書開示請求を受け、実施機関は、会計事務のうち捜査費及び捜査報償費の取扱いに関して必要な指示・連絡を行うために発出した文書を検索した。

検索にあたり、鳥取県警察の文書の管理に関する訓令（以下「訓令」という。）に基づき、保存期間が1年以上の公文書については、文書ファイル管理簿を作成し管理することとされているため（訓令第48条）開示請求時において、現存するすべての公文書について掲載した平成15年の管理簿（暦年により管理するもの）及び平成15年度の管理簿（年度により管理するもの）を検索したが、いずれにも本件公文書に該当する文書ファイル名は記載されていなかった。これは、当審議会が職員を派遣して行った調査でも確認したところである。したがって、本件公文書のうち保存期間を1年以上として取り扱う公文書は存在していないものと推測される。

一方、平成10年度から平成15年度の間に出発されたものとして実施機関において確認した該当文書は、平成13年度から15年度の各年度における「捜査費経理の手引き」及び「県費の犯罪捜査に要する経費・経理の手引き」（以下「手引き」という。）のみであるが、これらはいずれも保存期間が1年未満の文書として期間経過により既に廃棄したとされる。保存期間を1年未満とする文書は、訓令別表第4により、「閲覧又は処理後保存を必要としない軽微なもの」又は「その他1年以上の保存を必要としないと認められる文書」と定めているが、実施機関の運用解釈においては、当該年（度）又は一時的な期間保存を要するものであって、当該業務が経過した後には保存を要しないものとされ、会議や行事の開催通知、執務資料等がこれに該当するとされる。手引きは、毎年度内容を見直した上で職員に配布している執務資料であり、年度終了後は保存を必要としない文書であると実施機関において判断したものである。

ちなみに、この手引きは平成16年度にも配布されているが、当審議会において、その送付起案書を確認したところ、平成16年4月28日に起案され、本部長決裁の上、同日付けで関係所属長に発出されていた。起案書及び送付文書には平成17年3月31日まで保存と明記されており、保存期間は1年未満として取り扱われていることを確認した。

実施機関においては、1年未満保存の文書は保存期間が経過すれば廃棄することとされており、会計課においても、年度明けの4月上旬に課長の指示を受けて課長補佐が裁断機を用いて課内の保存期限切れの書類をまとめて廃棄している。

こうした状況に鑑みると、本件公文書である平成13年度から15年度の各年度における手引きは、実施機関においていずれも保存期間が1年未満の文書として取り扱われ、開示請求時には、保存期間経過により廃棄されていたものと推測される。

現に、本件公文書について、実施機関において会計課内のキャビネットを搜索したが

発見できなかったとのことであり、当審議会においても職員を派遣してキャビネットや書庫を搜索したが発見できなかった。

以上の調査結果を踏まえると、本件公文書が現に存在し又は開示請求時に存在したとする証拠を確認することはできず、不存在と認定せざるを得ないと解される。

なお、実施機関は本年2月に会計文書を誤廃棄しているが、廃棄された文書は、捜査費及び捜査報償費に係るものとしては領収書等の証拠書類と現金出納簿のみであり、本件公文書は含まれていない。仮に含まれていたとしても、廃棄により、現に及び開示請求時において不存在であることに変わりはない。

以上より、第1「審議会の結論」のとおり答申する。

なお、本件公文書は、保存期間が1年未満の文書として廃棄されたということであるが、県民の公開請求に応え、透明で開かれた県政を推進するという観点からすれば、1年未満保存の対象文書は最少限とすべきであるので、申し添えておきたい。